



農業委員会だより



□ 今年も生産量全道一を目指し！ □
6月のプライダルシーズン出荷に併せ、11月末に定植された寒中のカーネーション
(豊田=川崎 俊清さんハウス)

農業委員会法改正にあたり



七飯町農業委員会会長
久保田 隆 博

皆様におかれましてはご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より農業委員会の業務推進にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

農業委員会は大切な食料を生産する農地を、農地法によって厳格に捉え利用状況調査の実施等を通じ守っております。

その農地や農作物には、社会公共性の存在があるからです。

1日より改正農協法、農業委員会法が施行されます。現在、組織変更が進められ、私たちの上部団体である北海道農業会議は一般社団法人化され、道内170の農業委員会会長と171市町村による現在の2倍の構成員からなる組織となります。

同会議には常設審議委員会が設置され、渡島地方農業委員会連合会からも毎月1名が農地法やその他法令業務の審議に携わることとなります。

これらの改革断行はTPPへの対策であり、これが発動すると農業生産額は全国で1300億〜2100億円の減収が見込まれ、日本の農業は壊滅へ、農家は離農へと追い込まれることとなります。

これに対する強化策の柱として、株式会社等の法人による農業への新規参入を促し、6次産業化や農産物の輸出促進により、日本農業の成長に繋げるとしております。

TPPによって日本の農業が衰退しては、食料の安全確保が危ぶまれるからです。

これからの農業は商業的思考と高効率生産システムづくりが急務です。そして町民の皆様には七飯の「クリン農業の取り組み」に興味を抱いて頂きたいと思っております。

主な内容

- 農業委員会総会開催予定、総会での決まったこと、農地賃貸料情報……………P23
- 農業委員会法の改正……………P24
- 農業委員の声、編集後記……………P25

農業委員会 総会開催予定

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

■今後の総会開催予定は次のとおりです。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第22回	平成28年3月23日(水)	農業委員会会議室	3月9日(水)	3月16日(水)
第23回	平成28年4月26日(火)	〃	4月12日(火)	4月19日(火)
第24回	平成28年5月24日(火)	〃	5月10日(火)	5月17日(火)
第25回	平成28年6月24日(金)	〃	6月10日(金)	6月17日(金)
第26回	平成28年7月26日(火)	〃	7月12日(火)	7月19日(火)
第27回	平成28年8月24日(水)	〃	8月10日(水)	8月17日(水)

※日程は都合により変更となる場合があります。
最新情報は農業委員会事務局(☎65-2519)までお問い合わせください。

農業委員会総会で
決まったことを
お知らせします。

第17回 平成27年10月26日

・農地法第4条の規定による許可申請について
1件(農委許可)

・土地の現況証明願について
2件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について
2件(可決)

第18回 平成27年11月24日

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
2件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について
1件(可決)

第19回 平成27年12月25日

・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
1件(可決)

・農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
1件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
4件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(貸貸借)
6件(可決)

・土地の現況証明願について

第20回 平成28年1月25日

・農地移動適正化斡旋申出について
1件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
4件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について

農地の賃借料情報

七飯町内で平成27年1月から12月までに締結された賃借料水準を公表します。

平成21年の農地法改正により、従来の「標準小作料制度」が廃止され、農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。(農地法第52条…情報の提供等)

農地の賃貸借契約をしようとする方の目安となるよう、実際に締結された農地の賃貸借契約の賃借料をもとに作成した「賃借料情報」を参考に、貸し手、借り手が十分な話し合いのうえで、農地の賃借料を決めてください。

地域区分は下記のとおりです。

●七飯方面

本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大中山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山

●大沼方面

大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

単位：円(金額は10a当り)

1 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	12,100円	17,448円	8,074円	32
大沼方面	8,400円	10,000円	6,111円	20

2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	9,400円	10,000円	6,000円	8
大沼方面				実績無し

3 畑(果樹地・りんご)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面				実績無し
大沼方面				実績無し

※1 データ数は、集計に用いた件数です。

※2 賃借料を物納支給(玄米等)としている場合は、玄米1俵(60kg)12,000円、白米1俵(60kg)20,000円に換算し算出しています。

※3 平均金額は算出結果を四捨五入し100円単位で算出しています。
最高・最低額は実金額を掲示しています。

農業委員会法が改正されました

農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）のさらなる推進に向けて、平成27年9月「農業委員会等に関する法律」（農業委員会法）の改正を含む「農業協同組合法等の一部を改正する法律」が公布され、平成28年4月から施行されます。

この法律の改正に伴い、変更となる主な内容をお知らせします。



1 農業委員選出方法の変更

※次期選任から
(平成29年6月予定)

【現行】

【公選委員】

- 公職選挙法に準じ、市町村の区域内から農業委員選挙人資格を持つ農業者により選挙

【選任委員】

- 農協、農業共済、土地改良区それぞれが推薦した理事を町長が選任
- 町議会が推薦した学識経験を有する者を町長が選任

【改正後】

【町長の任命制へ変更】

- 農業者、農業団体等からの推薦及び公募により選出された者を町議会の同意を得て、町長が任命
- 原則として、委員の過半は※認定農業者としなければならない。
- 農業委員会の所掌事項に関し、利害関係を有しない者を含まなければならない。

※認定農業者

農業経営基盤強化促進基本構想が示す農業経営の目標に向け、自らの創意工夫で経営改善を進める計画を市町村に提出し、その認定を受けた農業者です。地域農業の担い手として位置付けられています。



2 農業委員会業務の見直し

※平成28年4月から

【現行】

【必須業務】

- 農地の権利異動・転用等の許認可、農地利用状況調査など

【任意業務】

- 担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消
- 法人化その他農業経営の合理化
- 農業等に関する調査及び研究
- 農業及び農民に関する情報提供
- 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

【改正後】

【必須業務】

- 農地の権利異動・転用等の許認可、農地利用状況調査など

- 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

【任意業務】

- 法人化その他農業経営の合理化
- 農業等に関する調査
- 農業等に関する情報提供
- 農地利用最適化の推進に関する意見、要望

3 農地利用最適化推進委員の新設

※平成29年7月から

- ・各地区において農地等の利用の最適化の推進活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設けられます。
※今後、農業委員の一般選挙は行われません。そのため、農業者の皆様がお願いしていた「農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書」の提出については、平成28年1月から不要となりました。
※現在の農業委員は、法律の経過措置により、任期満了（平成29年7月19日）まで在任します。

農業委員の声



加茂 悦夫 委員

「農業委員として」

平成26年に渡島平野土地改良区からの推薦委員として農業委員に選任され、奉職して約1年半が経過しました。

職務の中で、地目変更等に係る現況調査・農地パトロールや作況調査等に同僚委員と一緒に携わってきました。

地目変更に係る現況調査の場合、その農地は主に、

◎耕作者が高齢等に伴い耕作放棄した土地

◎袋地による耕作困難地

◎転石等による耕作不適地

◎耕作地周辺の環境変化（人家が張り付いてきた等）

となつてることが多いようです。

担当区域の農地パトロールを2回実施させて頂きました。

日々忙しい中農家のみなさんの努力により、概ね農地は適正に利用されておりますが、僅かではあります。耕作や管理されていない農地が増えてきている

と感じております。これからも大切な農地の健全な保全に、町の農業政策に携わる、農林水産課・農協・土地改良区等との連携を密にし、寄与していきたいと思っております。



小坂 寛和 委員

「農業への思い」

戦後農業の柱であったコメ・農地・農協の諸制度は、TPPにより大きく変わり、農業分野への影響は避けられません。国は「攻めの農業」と称し農政改革を推し進めています。

私たち農業に従事する者は、ただ生産性を高めることばかり考えていいのでしょうか。

農業は多面的な機能として環境保全・景観形成・文化の伝承といった、お金に換算することができない価値があり、地域社会の重要な役割を担っているのです。いまこそ、農業をもっとアピールするべきです。

インターネットによるSNSの普及で「誰でも情報発信できる時代」、農業の大変さのなかにも、作物を育てることの楽しさ

や達成感、充足感からくる喜びを伝えることが、「次世代につながる農業への道標」として大切であると考えます。

また、昨今、農業はもとより、地方における労働力不足は、深刻な状況となっております。

町民の皆さん、お近くの農家さんが求人広告を出した際は、お気軽にお問合せください。

町民の皆様には、七飯町農業の応援団になっていただき、今後とも内外からご支援ご理解ご協力をお願い致します。

おしま女性農業委員の会(ぶらう)の活動

平成26年12月、女性農業委員組織ネットワーク「おしま女性

農業委員の会」が、北海道で初めての組織として産声を上げました。

女性ならではの活動を通じ、管内農業発展の一助に研修会の開催等積極的な取り組みを展開されています。



研修会の様子

編集後記

農業委員会法の改正により、農業委員の選出方法が次回選出時より変更されます。

私たち現職委員は、経過措置により任期満了まで引き続き在任しますので、今後ともよろしくお願いいたします。さて、今年の干支は、「申(さる)」です。

申年は「申(さる)」が「去る」という意味を表し、「悪いことや病が去り」幸せがくる年という説があります。

皆様にとり幸せな1年となりますようお祈り申し上げます。

編集委員

- 田中 猛一
- 杉村 久悦
- 小森 久司
- 芦野 茂

編集・発行

七飯町農業委員会
事務局(役場内)
〒041-1192
七飯町本町6丁目1-1
☎65-2519 (直通)
☎65-9280

お知らせ

全国農業新聞

毎週金曜日にお届けします
暮らしと経営に活きる情報

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜日に発行

◆購読料は月額700円
(年間8,400円)

※購読の申込み手続きなど、

詳しくは農業委員会事務局

☎65-2519まで

お気軽にお問い合わせください。